

「平成 21 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 21 年度目標設定表）（案）」に対する意見募集の結果

総務省では「平成 21 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 21 年度目標設定表）（案）」について意見を募集した結果、以下の意見が寄せられました。

NO	意見の概要	考え方
1	<p>昨今のマスメディアは偏りがある。これに関して厳しい罰則が必要ではないか。 （同意見他 1 名）</p>	<p>放送番組については、憲法が保障する表現の自由を確保する観点から、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがないとされています（放送法第 3 条）。</p> <p>これを受け、放送事業者は、「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等の番組準則（第 3 条の 2）等法律に定める事項によるほか自ら番組基準を策定し、それに従って適切な番組を放送することとされています（第 3 条の 3）。</p> <p>放送番組については、このような枠組みの下で、放送事業者の自主自律によりその適正さが確保されるべきものと考えます。</p>
	<p>放送事業者の広告収入に対し課税されていないのではないか。</p>	<p>放送事業者の広告料収入についてはその法人の利益（所得）に計上され、法人税等の課税対象となっているものと理解しています。</p>
	<p>NHK は視聴者の声を反映してほしい。 公共放送の看板をはずして他のテレビ局のように広告収入で運営していけばいいのではないか。</p>	<p>NHK においては、放送法の規定により、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととされており（放送法第 12 条）、この規定に基づき、NHK において適切に対処がなされているものと考えています。</p> <p>また、公共の福祉のために、あまねく日本全国に豊かで、かつ、良い放送番組を提供するには公共放送が必要であり、その業務運営を支えるためには、広告主の意向や視聴率にとらわれない特殊な負担金として、その財源</p>

		<p>を幅広く国民全体に直接求める受信料制度によることが適当と考えます。</p>
	<p>政府専用のテレビ局が一つあってもよいのではないか。ノーカットで国会やその他の審議などを放送してほしい。</p>	<p>政府が放送事業者として放送を行うことは考えておりません。</p> <p>なお、国会審議中継については、衆議院及び参議院のホームページにおいてインターネット配信が行われています。</p>
	<p>電波使用も他者が新たに参入できるように開放するべきではないか。</p>	<p>放送局の免許申請にあたっては、電波法の規定に基づき申請期間を公示して、広く免許申請を公募するとともに、比較審査基準により比較審査を行っているところです。</p>
<p>2</p>	<p>複数のインフラ投資への分散の抑制、難視聴地域の解消、電波帯域の解放、放送の双方向化の利点などのため、十分に高速かつ大容量のブロードバンド環境の整備が必要ではないか。</p> <p>放送のブロードバンド化が可能となれば、開放された電波帯域を用いて電波の特性を生かした新しいサービスが可能となるのではないか。</p>	<p>総務省では、地域間の情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消の観点から、条件不利地域等におけるブロードバンド基盤整備に取り組んでいるところであり、高速かつ大容量な光ファイバーの整備についても、積極的に支援しているところです。</p> <p>他方、光ファイバーは、DSL等他のブロードバンド整備手法と比較して高コストであり、全国的に整備することは必ずしも現実的でない場合があることから、今後とも、地域の実情に応じたブロードバンド基盤整備を図るべく支援を進めてまいります。</p> <p>また、地上テレビジョン放送のデジタル化後に空く周波数の有効利用方策については、空き周波数の利用用途を、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動体向けのマルチメディア放送等のテレビジョン放送以外の「放送」</li> <li>安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」</li> <li>需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」</li> <li>より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」</li> </ul> <p>の4つに分類し、割り当てる方針が昨年6月に情報通信審議会答申としてとりまとめられました。</p> <p>現在、「自営通信」、「放送」の周波数が使用可能となる2011年及び、「電気通信」、</p>

	<p>「ITS」の周波数が使用可能となる2012年に向けて検討を行っているところです。</p> <p>総務省では、今後も有線ネットワークと無線ネットワークのシームレスなアクセス環境の実現をはじめとするユビキタスネットワークの整備を推進してまいります。</p>
--	---

なお、以下の指標につきましては、以下の考え方にに基づき、指標名、目標値及び指標の現況を変更いたしました。

NO	目標値及び目標年度を変更した指標	考え方
1	<p><b>(政策1) 国家公務員の人事管理の推進</b></p> <p>(旧) 指標「国家公務員の配置転換の人数」  <b>目標値： 〃 人(次期実施計画(21年2月下旬~3月上旬決定予定)の目標値)</b>            目標年度：21年度</p> <p>(新) 指標「国家公務員の配置転換の人数」  <b>目標値： 347人</b>            目標年度：21年度</p>	<p>国家公務員雇用調整本部(第4回)(平成21年3月6日)において、「平成22年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定し、各府省における配置転換受入れ目標数を決定したため、目標値を修正しました。</p>
2	<p><b>(政策3) 行政評価等による行政制度・運営の改善</b></p> <p>(旧) 「年金記録に関するあっせん等の処理状況」  <b>目標値： (P 年度末までに、21年度以降の新たな数値目標が定まった時点で目標(値)を設定予定)</b>            目標年度：21年度</p> <p>(新) 「年金記録に関するあっせん等の処理状況」  <b>目標値： 平成20年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられた事案については、遅くとも平成21年中を目途に処理を終える。</b>            目標年度：21年度</p>	<p>年金記録問題に関する関係閣僚会議(平成21年3月31日)の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において決定されたため、目標値を新たに設定しました。</p>

また、以下の指標につきましては、「指標の現況」値を更新いたしました。

NO	指標の現況値を変更した指標	考え方
1	<p>(政策13) 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>(旧) 71台の機器を選定し特定無線設備等に係る市場調査を実施した(平成19年度)。</p> <p>(新) <u>67</u>台の機器を選定し特定無線設備等に係る市場調査を実施した(平成<u>20</u>年度)。</p>	<p>意見募集終了後、平成20年度の最新データに差し替えました。</p>
2	<p>(政策13) 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>(旧) カナダをはじめ9の国・地域の基準認証制度の調査を実施した(平成19年度)。</p> <p>(新) カナダをはじめ <u>10の国等</u>の基準認証制度の調査を実施した(平成<u>20</u>年度)。 <u>MRA国際研修会を開催した(平成20年度)</u>。</p>	<p>意見募集終了後、平成20年度の最新データに差し替えました。</p>
3	<p>(政策19)公的統計の体系的な整備・提供</p> <p>(旧) 地域ブロック別登録調査員研修 85.0% (96.6%)</p> <p>(新) 地域ブロック別登録調査員研修 91.3% (98.9%)</p>	<p>意見募集終了後、平成20年度の最新データに差し替えました。</p>
4	<p>(政策19)公的統計の体系的な整備・提供</p> <p>(旧) 地域ブロック別登録調査員研修は19年度、その他は20年度。( )内は無回答者を除いた値</p>	<p>意見募集終了後、平成20年度の最新データに差し替えました。</p>

	<p>(新) いずれも20年度。( )内は無 回答者を除いた値</p>	
--	---	--